

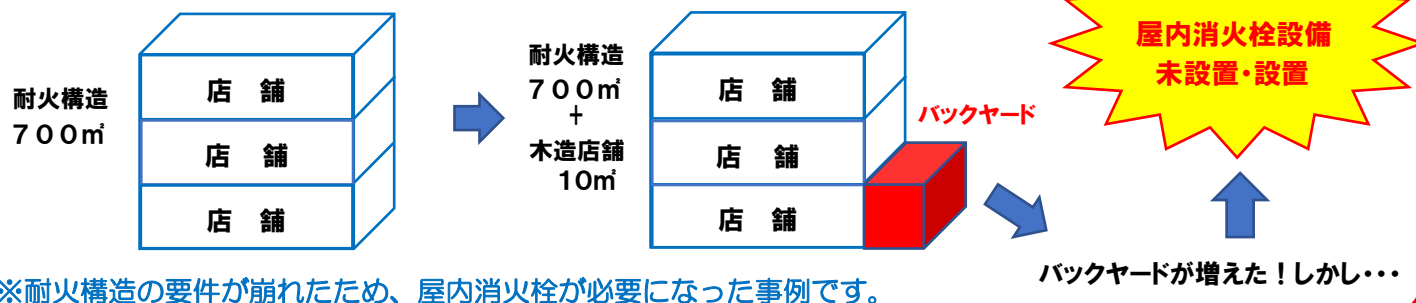
あなたの建物（テナント）は大丈夫ですか？

知らない間に消防法令違反に！

建物の増改築やテナント入居等により、知らない間に消防法違反になっているかも！

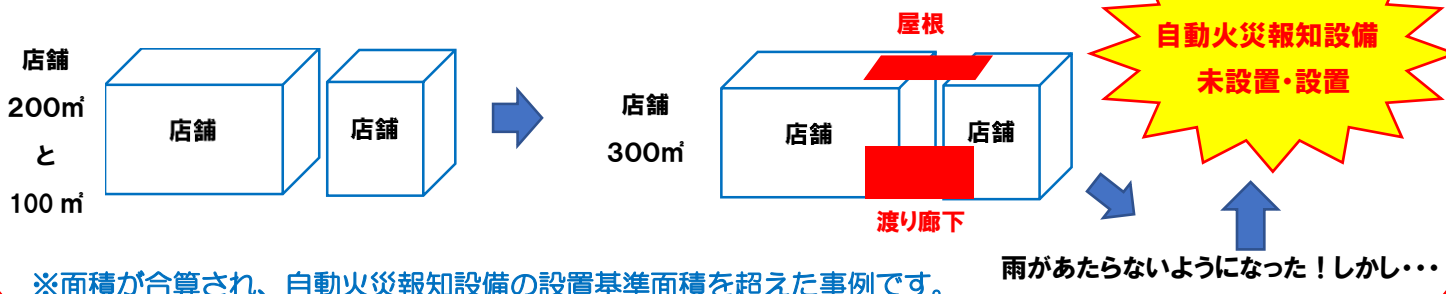
★★このような場合、必ず消防署へ事前相談を！★★

【例1】1階店舗部分にバックヤードを木造で増築



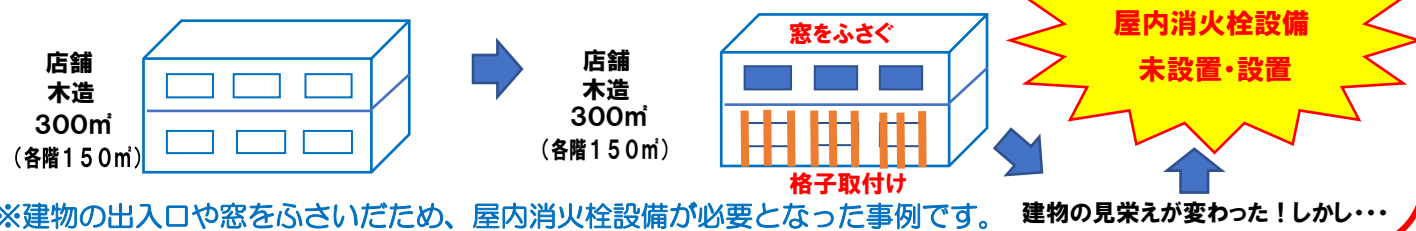
※耐火構造の要件が崩れたため、屋内消火栓が必要になった事例です。

【例2】雨に濡れるので屋根又は渡り廊下で接続



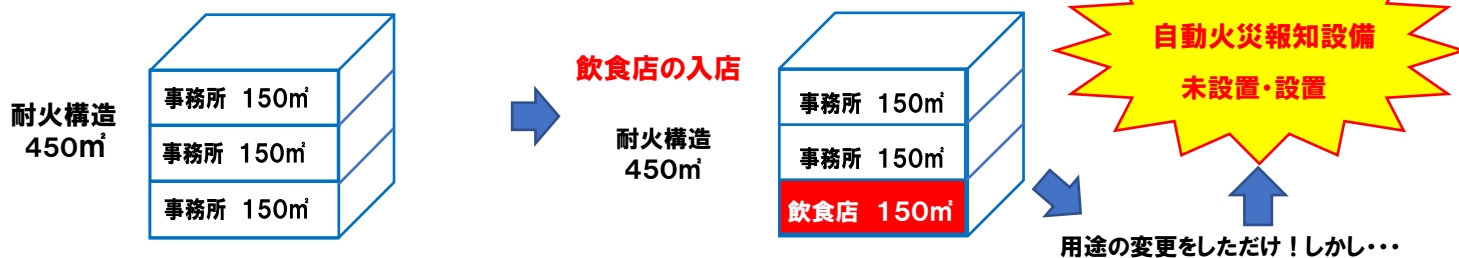
※面積が合算され、自動火災報知設備の設置基準面積を超えた事例です。

【例3】店舗等の改装工事に併せて、出入口・窓をふさぐ（避難又は消防活動に有効な開口部）



※建物の出入口や窓をふさいだため、屋内消火栓設備が必要となった事例です。

【例4】事務所から飲食店に用途変更



※不特定多数の方が利用する「テナント（飲食店）」が入店したため、自動火災報知設備が必要となった事例です。

消防法に違反した場合

●建物情報の公表

消防本部のホームページに建物の違反情報を掲載し、建物の危険性をお知らせする場合があります。

●行政処分の対象

消防法に基づく命令や告発による罰則を受ける場合があります。また、命令を受けると建物の出入口に危険を知らせる標識が設置されます。

※消防署へ事前相談や届出なく建物の使用を開始した場合、**消防法違反**に気づかず、結果的に**大切なお客様や従業員を危険な建物招き入れること**になります！

消防法違反を解消する方法

- 必要となる消防用設備等を設置する。
- 増築等をした部分を撤去、接続部分を切り離す、その他、開口部（窓等）の復元、新たなテナントの退去。



【お問い合わせ】

津幡町消防本部 予防課 076-288-3000